

# 国民年金 だより

問い合わせ先  
市民課 ☎(40)5556  
栃木年金事務所  
☎0282(22)6074、4134

■遺族基礎年金の請求範囲が父子家庭まで拡大されました

平成26年3月31日までに国民年金に加入中の方が死亡した場合、その方の保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が加入期間の3分の2以上ある場合に、その方によって生計を維持されていた「子のいる妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されてきました。

平成26年4月1日以後に死亡したことにより発生する遺族基礎年金からは、「子のいる夫」も請求できるようになりました。

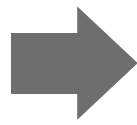
※子とは18歳到達年度の末日までにある子（障がい者は20歳未満）

## 4月1日から年金の遺族基礎年金・未支給年金を請求できる範囲が変わりました

### 具体的な改正内容

#### 現行の支給対象

- ・子のいる妻
- ・子



#### 拡大後の支給対象 (太字が拡大された対象)

- ・子のいる妻
- ・子のいる夫
- ・子

※子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする父母が存在する間は支給停止となります。



■未支給年金の請求できる範囲が拡大されました

年金受給者が死亡した場合、死亡月分の年金については、受取人がいないこととなりますが、その受給者と生計を同じくする一定範囲の親族に限り、年金が一身専属の権利であり、他の人が代わって受け取ることができないことの例外として、当該親族が「未支給年金」として受給を請求することができます。

平成26年3月31日までに年金受給者の方が死亡した場合、未支給年金を請求することができる親族の範囲は、生計を同じくする2親等以内の親族（配偶者、子、父母、孫、祖母または兄弟姉妹）でした。

平成26年4月1日以後に死亡したことにより発生する未支給年金から、生計を同じくする3親等以内の親族（甥、姪、子の配偶者等）も請求できるようになりました。

※生計を同一にしていた関係とは、死亡した方から請求者または請求者から死亡した方に対する経済的援助（金銭だけでなく、衣・食・住や介護等）があることを指します。

### 具体的な改正内容

#### 現行の支給対象

- 生計を同じくしていた
- ・配偶者
- ・子
- ・父母
- ・孫
- ・祖父母
- ・兄弟姉妹



#### 拡大後の支給対象（太字が拡大された対象）

- 生計を同じくしていた
- ・配偶者
- ・子
- ・父母
- ・孫
- ・祖父母
- ・兄弟姉妹
- ・子の配偶者
- ・配偶者の父母
- ・孫の配偶者
- ・兄弟姉妹の配偶者
- ・配偶者の祖父母
- ・配偶者の兄弟姉妹
- ・曾孫
- ・曾祖父母
- ・曾孫の配偶者
- ・甥・姪
- ・おじ・おば
- ・甥・姪の配偶者
- ・おじ・おばの配偶者
- ・配偶者の曾祖父母
- ・配偶者の甥・姪
- ・配偶者のおじ・おば